



取引先向け行動規範

オートデスク®取引先向け行動規範

当社の取引先向け行動規範

オートデスクは、当社が事業を営むすべての場所において、誠実かつ倫理的に事業を展開するための取り組みを行っています。当社のお客様や取引先各社様を含む、当社事業のすべての相手先がこの取り組みの対象となります。同様に当社は、当社および当社の社員、お客様、サプライヤー、取引先各社様、政府関係者との全ての取引において、誠実かつ倫理的に法律に従って行動していただくことを取引先各社様に求めています。

本行動規範は、当社と取引を行う際、および当社に代わって取引を行う際に、オートデスクが当社の取引先各社様に遵守していただくことを求める基準や慣行を定めたものです。オートデスクの取引先各社様(以下「取引先様」といいます)には、これらの基準を読み、遵守いただくことが義務付けられています。また、これらの要件を自社の社員に伝え、周知を徹底し、全員がそれに従うよう促すことも義務付けられています。これらの基準は、オートデスクとの個別の取引契約(付加価値販売業者契約、付加価値リセラー契約、ボリューム チャンネル パートナー契約、マスター サービス契約、サービス契約またはその他の種類の契約のいずれでも)で規定されている要件および条件を強化することを目的としています。本行動規範に違反した場合、オートデスクとの契約に違反したことになり、取引先としての契約解除に至ることがあります。

1. 腐敗防止

オートデスクは、賄賂、見返りおよび不正行為を容認しません。取引先様は、事業を取得する目的、行動や決定に不適切な影響を与える目的または不当に有利な立場を得る目的で、金銭、記念品、手数料、仕事、接待、贈答品、融資、リベート、謝礼金、献金、旅費、善意の寄付、または製品などのいかなる有価物も、申し出、提供、約束または提供の許可をしてはなりません。

取引先様は、適用されるすべての腐敗防止に関する法律および規制を遵守する必要があります。これにはアメリカの連邦海外腐敗行為防止法、イギリスの賄賂防止法、および現地の贈賄防止に関する法律すべてが含まれます。

2. 反トラストおよび公正な競争

オートデスクは、取引先様が公正かつ誠実な競争を通じて取引を獲得することを求めています。取引先様は、競争に悪影響を与えるまたは競争を低下させる方法で競合企業との契約(正式かどうかを問いません)の申し出や締結をしないものとします。この例として、オートデスクの製品やサービスの価格を固定または制御することや、サプライヤーやお客様を排斥すること、お客様や市場を分割するまたは割り当てることや、入札プロセスについて調整することを目的とした契約は、固く禁じられています。取引先様は、当社の社員、当社の他の取引先企業

オートデスク®取引先向け行動規範

様、他社の担当者とそのような活動を試みることも、またかかる活動について話し合いを行うこともできません。

さらに取引先様は、価格、利益、利益幅、換算レート、原価、掛売条件、特定のお客様の事業に対する見積りなど、競争上の機密情報に関して、競合企業と共有することはできません。

取引先様は、お客様との取引において公正な競争をするものとします。取引先様は、排他的契約や割引、原価割れの価格設定や略奪的行為、虚偽の広告や商取引における不当な名誉毀損について定めるすべての適用法を遵守する必要があります。取引先様は、オートデスクの製品、サービスまたは取引に関連して、いずれかの者への虚偽表示や、その他誤解を生じやすい行為、または詐欺的な行為をしてはなりません。

取引先様は、適用されるすべての反トラスト法および競争に関する法律や規制(すべての米国内法と現地法を含みます)に加え、オートデスクが公開しているすべての競争法プログラムの規則を遵守する必要があります。

3. 業務上の厚意

取引先様は、オートデスクのお客様、社員、オートデスクの社員の家族が関与する贈答品や接待を提供または受け取る場合、思慮、分別、節度を守るものとします。一般的な業務上の厚意を提供または受け取る場合、取引先様は、地域の慣行や慣習にかかわらず、不適切に見える有価物や、方法を問わず贈答品や接待が取引関係に不適切な影響を与えることを意図したものであるという印象を与える有価物を要求せず、受け取らず、提供を申し出ず、提供しないものとします。

4. 財務の健全性と会計

取引先様は、オートデスクとの契約に関連する帳簿および記録、オートデスクの製品およびサービスの販売に関連するすべての取引、並びにオートデスクに関連するあらゆる事業におけるすべての取引やその他の支出を正確かつ完全に管理する必要があります。取引先様は、オートデスクの事業に関する、不正な書類、誤解を招く恐れのある書類、もしくは不正確な書類の作成または準備を手助けしてはなりません。事業記録は、記録保管に関する方針および適用されるすべての法律および規制に従って、管理する必要があります。該当する場合、これには SOX 法やアメリカ合衆国内国歳入庁の要件が含まれます。

5. 利益相反

取引先様は、オートデスクの利益に相反する不正行為や相反するよう見える行為をもたらす状況、活動、関係を回避する必要があります。取引先様は、オートデスクまたはオートデス

オートデスク®取引先向け行動規範

クの社員との利益相反または利益相反の恐れがある場合、オートデスクに通知するものとします。考え得る利益相反をすべて挙げるできない一方で、取引先様は、自ら(もしくは取引先様が雇用する人)がオートデスクに雇用されるか、もしくはオートデスクと財務上の利害関係を有する場合、または自ら(もしくは取引先様が雇用する人)の家族が、オートデスクに雇用されるか、もしくはオートデスクと財務上の利害関係を有する場合には、オートデスクにこれを開示する必要があります。

6. 輸出規制

取引先様は、製品やサービスがオートデスクブランドのものであるかどうかに関わらず、アメリカおよび現地のすべての輸出、再輸出および経済制裁に関する法規制、関連するオートデスクのライセンス、契約またはプログラム資料に反映されている規制、およびオートデスクの提供する製品やサービスに適用されるその他すべての貿易コンプライアンス規制を遵守する必要があります。

取引先様は、アメリカまたはその他の適用される法律または規制に基づき求められるすべての承認またはライセンスを予め取得することなく、輸出が禁止されている目的地、禁止されているエンドユーザー、もしくは禁止されている最終用途のために、直接か間接かを問わず、オートデスクの製品を輸出、再輸出、譲渡してはならず、またオートデスクの製品もしくはサービスを利用可能とすることもできません。さらに、取引先様は、オートデスクの製品の最終納入先、エンドユーザー、および考え得る最終用途に関して誤解を招く恐れのある情報や不正確な情報を提供してはならず、それらの情報の送信を手助けしてはなりません。また、適用される法律の下、製品やサービスを受け取る資格がない人物に製品やサービスが利用可能とされていることを知った場合、取引先様は、速やかにオートデスクに通知する必要があります。取引先様には、輸出規制の法令および規則がどのように適用されるのかを理解し、それらの法令および規則の変更を監視する責任があります。

7. 政府機関のお客様

企業や民間のお客様と取引を行う場合に慣習となっている活動や適切な活動が、政府機関や国有企業、政府系企業のお客様(元請業者様および下請業者様を含む)との取引では、連邦、州および現地を含むすべての管轄で不適切あるいは違法となる場合があります。

取引先様は、オートデスクの書面による承認なく、直接か間接かを問わず、オートデスクの代わりにロビー活動を行ってはならないものとします。この禁止事項には、法律、規制、予算割当、規則制定、行政命令、料率設定またはその他の政府の方針や政策に影響を及ぼそうとする試みが含まれます。

オートデスク®取引先向け行動規範

また、取引先様は、政府からの受注契約および政府関係者や公務員とのコミュニケーションに適用される法律、規則および規制すべてを理解し、遵守する責任を負っています。これには、調達のためのロビー活動や交渉に影響を及ぼそうとする試み、政府からの受注契約の獲得や管理、助成金やその他の調達、および、融資、許可、ライセンスなどの問題に関する規制が含まれます。これに含まれる例として、取引先様が事業を展開する各地域でのロビー活動の登録や報告義務をすべて理解した上で遵守することなどがあります。

8. インサイダー取引

取引先様は、オートデスクの証券取引を規制する、アメリカおよび現地のインサイダー取引に関する適用される法律および証券取引法すべてを遵守する必要があります。取引先様は、オートデスクおよびオートデスクのお客様、ベンダー、サプライヤー、販売業者、またはオートデスクとの取引に関わる他社、もしくはオートデスクとの取引を検討している他社に関する重要な非公開情報を受け取る場合があります。取引先様は、当該情報をオートデスクの取引先企業である自社、または自社の社員、もしくはその他の人物の個人的な利益のために使用してはなりません。また、非公開情報は、本行動規範の「データ保護と守秘義務」と題する項目に記載されている規制の対象にもなります。

9. データ保護と守秘義務

取引先様は、適用される契約およびデータ プライバシー法/データ セキュリティ法に従って、オートデスクおよびオートデスクのお客様に関する情報を保護し、権限のない第三者に当該情報を開示せず、オートデスクやオートデスクのお客様との取引を目的としてのみ当該情報を使用する必要があります。また、取引先様は、政府のデータ使用に関する規制すべてを遵守する必要があります。これには、武器国際取引に関する規則、機密事項、および管理された非機密扱いの技術データに関する規制が含まれます。オートデスクのソフトウェア、文書、その他の資料は、オートデスクの機密情報とみなされ、オートデスクの書面による明示的な許可なく複製してはなりません。

10. 知的財産

取引先様は、オートデスクの知的財産権および他社の知的財産権を侵害してはなりません。取引先様は、オートデスクの知的財産権に関して適用されるすべての契約並びにアメリカ、現地およびその他すべての適用される法律を遵守する必要があります。取引先様は、オートデスクのすべての商標またはオートデスクが著作権を有するすべての素材を誤った方法で使用する事や、オートデスクの機密情報または企業秘密を不適切に開示する事を行ってはなりません。また、取引先様は、方法を問わずオートデスクの取引先としての立場に関連し、第三者の知的財産権を侵害することは禁止されています。取引先様は、第三者によるオートデスクの

オートデスク®取引先向け行動規範

著作権、商標、企業秘密、専有情報、機密情報の不正使用について、オートデスクに通知する必要があります。

11. 人権、労働基準、公正な労働慣行

オートデスクは、当社が事業を展開しているすべての地域において、人権を守り、人権を促進するために尽力しています。オートデスクは、(a) 国際的に認められている人権を支援し、自社の社員を尊重し、敬意を持って公正に処遇すること、(b) 職場における安全衛生、賃金、各種手当に関する適用されるすべての法律および規制を遵守すること、(c) 自社の業務やサプライチェーンにおいて、人身売買や奴隷労働の撲滅および児童就労の廃止に向け取り組むことを取引先様に求めています。また、オートデスクは、取引先様に対して、公正な労働慣行(結社の自由を含む)を支援し、嫌がらせや差別のない職場環境を整えることも求めています。

取引先様は、当社が事業を展開している国の関連する奴隷労働および人身売買に関する法律すべてを遵守する必要があります。オートデスクは、取引先様からの当該法律の遵守を証明する、追加の書面による証明書を要求する場合があります。

12. 環境法

取引先様は、適用されるすべての環境法、環境に関する規制や基準に従って、業務を遂行する必要があります。

13. 報告

オートデスクの社員、代理店、コンサルタント、取引先各社様による不正行為の可能性に気付いた場合は、オートデスクの企業倫理およびコンプライアンス専用ホットライン(855-822-9535)もしくは専用のウェブポータル(www.autodesk.ethicspoint.com)経由で当該行為を報告する必要があります。法律上認められている場合は、オートデスクの企業倫理およびコンプライアンス専用ホットラインまたはウェブポータルでの報告は、匿名で行うことができます。